

沖縄県北部合同庁舎 電力供給契約 仕様書

1 件名

沖縄県北部合同庁舎電力供給契約(単価契約)

2 概要

- (1) 供給場所：名護市大南1丁目 13 番 11 号(北部合同庁舎)
- (2) 業種及び用途：官公庁(事務所)

3 供給条件

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式：交流三相3線方式

イ 標準電圧：6,600V

ウ 計量電圧：6,600V

エ 標準周波数：60Hz

オ 受電方式：1回線受電

(2) 契約予定電力、予定使用電力量

ア 契約予定電力 264kW

(契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される使用電力が原則としてこれを越えないものとする。)

イ 調達期間中の予定使用電力量 652, 570kWh

(月別予定使用電力量は、別表1のとおり。)

(3) 調達期間

自 令和7年 12 月 1 日 午前0時 至 令和8年 11 月 30 日 午後 12 時

(4) 電力量の検針

自動検針装置による。

(5) 需給地点

供給場所に設置された受電用負荷開閉器の1次側端子

(6) 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) その他

ア 力率は自動力率調整装置を設置している。調達期間中は 100%を保持する予定

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は設置していない。

4 業務の再委託

(1) 契約の主たる部分は以下のとおりとする。

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) その他簡易な業務は以下のとおりとする。

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データ入力及び集計

5 その他

(1) 電力供給事業者が変更となる場合、受注者は契約締結後速やかに変更に必要な手続きを行うこと。

(2) 力率割引、その他の原因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、沖縄県内の旧一般電気事業者が公表している電気供給約款による。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1kW(キロワット)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1kWh(キロワット時)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(4) 実際の電気料金の支払い時に発生する燃料費等調整額は、沖縄県内の旧一般電気事業者が採用している算定方式とする。また、再生可能エネルギー発電賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)第36条第2項に定める納付金単価による。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金が変動した場合においては、変動に応じた納付金単価に変更するものとする。

(5) 契約書及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、沖縄県内の旧一般電気事業者が公表している電気供給約款又は受注者が定める電気供給約款によるほか、発注者と受注者が協議して定める。

件名： 沖縄県北部合同庁舎電力供給契約

	契約事項の名称	供給場所	予定契約 電力(kW)	予定使用電力量(kWh)														
				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	小計		合計
																夏季	その他季	
	北部合同庁舎	名護市大南 1 丁目13番11号	264	42,763	42,027	39,303	45,533	46,557	53,138	63,499	72,924	72,144	67,683	60,652	46,347	208,567	444,003	652,570

※予定使用電力量は令和 3 年度から令和 6 年度の平均値を採用